

山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例に基づく不利益処分公表要領

(目的)

第1条 この要領は、山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（令和5年山梨県条例第35号。以下「条例」という。）に基づき行った不利益処分の事実及びその内容を明らかにすることにより、再生資源物に係る行政運営に対する県民の信頼を確保するとともに、再生資源物の適正保管等を促進することを目的とする。

(公表の対象とする不利益処分)

第2条 公表の対象とする不利益処分は、次の各号のとおりとする。

- 一 条例第21条第1項又は第2項に規定する改善命令又は搬入の停止命令
- 二 条例第22条第1項又は第2項に規定する措置命令又は搬入の停止命令

(公表の方法)

第3条 前条に掲げる不利益処分の公表は、県ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(公表の時期)

第4条 不利益処分の公表は、原則として対象者に命令書が送達した日の翌日から概ね一週間以内に行うこととする。

(公表の内容)

第5条 不利益処分の公表の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 被処分者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 不利益処分の年月日
- 三 不利益処分の内容
- 四 停止期間又は履行期限
- 五 不利益処分の理由

(公表の期間)

第6条 第3条による県ホームページの掲載期間は、不利益処分の内容ごとに別表に定める期間とする。

(報道発表)

第7条 第2条に規定する不利益処分を行ったときは、公表に当たって報道機関への資料提供を行うこととする。

(その他)

第8条 各林務環境事務所は、不利益処分を行ったときは第5条に掲げる事項について、速やかに環境整備課に報告するものとする。

附則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

別表

不利益処分の内容	県ホームページの掲載期間
改善命令又は搬入の停止命令 (条例第21条第1項又は第2項)	停止命令については、停止命令終了日の翌日まで
措置命令又は搬入の停止命令 (条例第22条第1項又は第2項)	改善命令又は措置命令については、命令履行確認日の翌日まで